

# 横浜市児童福祉施設等による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金交付要綱

制 定 令和2年3月18日（副市長決裁）

## （目的）

- 第1条 この要綱は、児童福祉施設等が新型コロナウイルス感染症拡大防止に要する経費に対し補助金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資することを目的とする。
- 2 補助金の交付については、社会福祉法（昭和35年法律第45号）第58条、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

## （用語の定義）

- 第2条 この要綱における用語の定義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年08月22日法律第65号）及び補助金規則の例による。

## （補助事業者の範囲）

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市に認可等を受けた又は所在する次のいずれかに該当する施設・事業を設置・運営する法人又は個人とする。
- (1) 児童福祉法に規定する児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設
- (2) 子ども・子育て支援法に規定する放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業
- 2 次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。
- (1) 法人にあつては、暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴排条例」という。）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）
- (2) 個人にあつては、暴力団員等（暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員をいう。）

## （補助対象経費及び限度額）

- 第4条 この要綱における補助対象経費及び1施設・事業所あたりの限度額は別表1のとおりとする。

## （補助対象期間）

- 第5条 この要綱において補助の対象となる期間は、令和2年1月16日から令和2年3月31日とする。

## （補助金の算定）

- 第6条 補助金の額は、補助対象経費と認められる額の全額である。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、市長が定めた日とする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金交付申請書(第1号様式)を用いなければならない。
- 3 補助金規則第5条第3項の規定により市長が添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号及び同条第2項に規定する書類とする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第2項の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することができる。
- 3 市長は、第1項の審査の結果により、補助金等の交付をしないことと決定したときは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知する。

(申請の取下げの期日)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知の交付を受けた日の翌日から起算して7日後の日とする。

(補助対象期間の延長申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者が、やむを得ない事情で第5条の期間にすべてを実施することが困難であることが判明した場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助事業延長申請書(第4号様式)を用いて、市長に補助対象期間の延長を申請することができる。ただし、延長できる期間は令和2年5月31日までとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づく補助事業の延長申請があった場合は、その内容を審査し、補助対象期間の延長が必要であると認めたときは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助事業延長決定通知書(第5号様式)により、申請者に通知する。

(実績報告)

第11条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者が市長への報告に用いる書類は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金事業実績報告書(第6号様式)により行うものとする。

- 2 前項の報告書は、市長の定める日までに提出しなければならない。
- 3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する書類とする。

4 補助金規則第 14 条第 5 項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

(補助金額の確定通知)

第 12 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金額確定通知書（第 7 号様式）により行うものとする。

(補助金交付の請求)

第 13 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金請求書（第 8 号様式）により行わなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第 14 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金規則第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(警察本部への照会)

第 15 条 市長は、必要に応じ、申請者又は交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(入札又は見積書の徴収)

第 16 条 補助金規則第 24 条ただし書きの規定により、補助事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金の補助事業等に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行う場合、いかなる場合においても市内事業者による入札又は見積書の徴収を行う必要はない。

(財産処分の制限)

第 17 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）を準用する。

(関係書類の保存期間)

第 18 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類には備品等の納品書も対象とし、その保存期間は、5 年とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 19 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消

費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第9号様式）により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は令和2年3月18日から施行する。

別表1（補助対象経費及び1施設・事業所当たりの限度額）

対象施設・事業	対象経費	限度額 (補助率)
保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業（1支援単位）	1 感染症拡大防止のための備品等の購入経費 2 施設・事業所の消毒等の経費 3 感染症予防の広報・啓発に係る経費 4 その他感染症拡大防止に係る経費	50万円 (10/10)
里親、児童家庭支援センター	1 感染症拡大防止のための備品等の購入経費 2 施設・事業所の消毒等の経費 3 感染症予防の広報・啓発に係る経費 4 感染が疑われる者を分離する必要がある場合における個室化の要する改修費 5 その他感染症拡大防止に係る経費	100万円 (10/10)
児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム	1 感染症拡大防止のための備品等の購入経費 2 施設・事業所の消毒等の経費 3 感染症予防の広報・啓発に係る経費 4 感染が疑われる者を分離する必要がある場合における個室化の要する改修費 5 その他感染症拡大防止に係る経費	800万円 (10/10)

（申請先）  
横浜市長

（申請者）  
法人名

所在地

代表者職氏名

印

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金交付申請書

横浜市児童福祉施設等による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金交付要綱に基づき、次のとおり新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

### 1 補助事業の内容（項目に○を付ける）

- (1) 感染症拡大防止のための備品等の購入（ ）
- (2) 施設・事業所の消毒等（ ）
- (3) 感染症予防の広報・啓発（ ）
- (4) 感染が疑われる者を分離する必要がある場合における個室化に要する改修（ ）
- (5) その他感染症拡大防止に係る経費感染症拡大防止（ ）

### 2 申請金額

¥

\_\_\_\_\_

（対象施設・事業所）

（担当者）

職氏名

連絡先

様

横浜市長

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金交付決定通知書

申請のありました、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金については、次のとおり交付することを決定したので通知します。

### 1 交付金額

¥

\_\_\_\_\_  
(対象施設・事業所)

### 【対象事業】

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

### 2 交付条件

- (1) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合は、第10条第1項の規定に基づき、補助事業延長申請書（第4号様式）を提出することができます。
- (3) 補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 交付する補助金額は、実績報告書（第6号様式）の提出後に補助金交付額確定通知書をもって確定します。

(担当)

第3号様式（第8条第3項）

第 号  
年 月 日

様

横浜市長

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金不交付決定通知書

申請のありました、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金については、不交付と決定したので通知します。

（対象施設・事業所）

（理由）

（担当）

(申請先)  
横浜市長

(申請者)  
法人名

所在地

代表者職氏名

印

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助事業延長申請書

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助事業について、補助対象期間における完了が困難であることが判明したため、次のとおり事業の延長を申請いたします。

1 補助事業の延長期間

令和2年5月31日まで補助事業の完了期日の延長を申請します。

2 延長を申請する理由（該当項目に○を付ける）

(1) やむを得ない事情により備品等の納入等が令和2年3月31日までに完了しないため（ ）

(2) その他（ ）

内容： \_\_\_\_\_

3 対象施設・事業所

(担当者)

職氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

様

横浜市長

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助事業延長決定通知書

申請のありました、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助事業の延長については、次のとおり決定したので通知します。

### 1 補助対象期間の延長

令和2年5月31日まで補助事業の完了期日の延長を決定します。

### 2 決定条件

- (1) 備品等の購入の延長にあたっては、令和 年 月 日までに支払を完了すること。
- (2) 事業完了後、実績報告書（第6号様式）を速やかに提出すること

### 3 対象施設・事業所

(担当)

（報告先）  
横浜市長

（報告者）  
法人名

所在地

代表者職氏名

印

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金実績報告書

第 号で交付決定のありました、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金に係る事業について、次のとおり実施いたしましたので、関係書類を添えて報告いたします。

### 1 補助金額

- (1) 補助金額(a)      ¥ \_\_\_\_\_
- (2) 交付決定額(b)      ¥ \_\_\_\_\_
- (3) 差引不用額(c=b-a)      ¥ \_\_\_\_\_

### 2 実績報告（項目に○を付ける）

- (1) 感染症拡大防止のための備品等の購入（    ）
- (2) 施設・事業所の消毒等（    ）
- (3) 感染症予防の広報・啓発（    ）
- (4) 感染が疑われる者を分離する必要がある場合における個室化に要する改修（    ）
- (5) その他感染症拡大防止に係る経費感染症拡大防止（    ）

### 3 対象施設・事業所

### 4 添付書類

- (1) 実績報告一覧表（別紙1）
- (2) 領収書等（    ）枚（別紙2）

（担当者）

職氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_



領収書を添付してください  
(ホッチキス止めの提出も可)

様

横浜市長

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金交付額確定通知書

実績報告のありました、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金額については、次のとおり確定したので通知します。

1 交付金額

¥

\_\_\_\_\_

(対象施設・事業所)

**【対象事業】**

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

(担当)

(請求先)  
横浜市長

(請求者)  
法人名

所在地

代表者職氏名

印

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金請求書

年 月 日 第 号で交付決定のありました、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額

¥ \_\_\_\_\_

2 振込先金融機関

振込先	金融機関名	銀行 支店
	預金種別及び口座番号	普通・当座 NO,
	口座名義	

3 対象施設・事業所

(担当者)

職氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

年 月 日

（報告先）  
横浜市長

（報告者）  
法人名

所在地

代表者職氏名

印

横浜市児童福祉施設等による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金に係る  
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった横浜市児童福祉施設等による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 横浜市から交付された補助金等の額の確定額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 \_\_\_\_\_ 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 \_\_\_\_\_ 円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類（別紙1）
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

6 対象施設・事業所

第9号様式 別紙1 (仕入控除税額がない場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人所在地
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由

第9号様式 別紙1 (仕入控除税額がある場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名

2 法人所在地

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 補助金(申請・実績・確定)額 金 \_\_\_\_\_ 円

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 \_\_\_\_\_ 円

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の用途)の内訳

区分	課税仕入れ	課税売上げ	非課税売上げ	共通対応分	非課税仕入れ	合計
		対応分	対応分			
経 費 の 内 訳						
	計					

(2) 課税売上割合 \_\_\_\_\_ %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法